

小売業者に引取義務が課せられていない家電（義務外品）の 市区町村における回収体制構築状況等について

1. 背景

「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電機・電子機器WG 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会 合同会合、平成 20 年 2 月）では、「買換えの場合及び自ら過去に販売した家電については小売業者に引取義務が課せられているが、小売業者にこうした引取義務が課せられていない排出家電（義務外品）の回収体制が構築されていない場合は、一般廃棄物の処理について統括的な責任を有する市町村が、小売業者や廃棄物収集運搬許可業者ら地域の関係者と一体となり、地域の実情に応じた回収体制を早急に構築する必要がある。また、義務外品の回収システムの周知が十分でない市町村は、小売業者等地域の関係者の協力も得ながら、住民に義務外品の排出方法を継続的に周知徹底することが必要である」とされている。

これを受け、環境省では市区町村における義務外品の回収体制構築状況等についての実態調査を行っており、この度、1,736 自治体（全自治体の約 99%）の平成 25 年 4 月現在の状況を把握し、以下のとおり取りまとめた。

2. 義務外品回収体制の構築状況

平成 25 年度実態調査結果を集計するにあたり、以下のいずれかの方式による義務外品の回収を「義務外品の回収体制を構築している」と整理した。

市区町村が回収（直営・委託）

市区町村と協定等を締結した家電小売店が回収

市区町村から要請・依頼を行った家電小売店が回収

家電小売店団体が設置した受付センターが回収

市区町村と協定等を締結した一般廃棄物収集運搬許可業者が回収

市区町村から要請・依頼を行った一般廃棄物収集運搬許可業者が回収

一般廃棄物収集運搬許可業者団体が設置した受付センターが回収

一般廃棄物収集運搬許可業者 が回収（上記 ～ 以外で市区町村が連絡先をホームページ等に掲載）

一般廃棄物収集運搬許可業者には、再生利用指定制度（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 2 条第 2 号）を含む。

なお、地域の小売店や一般廃棄物収集運搬許可業者が回収しているものの連絡先を広報していない、又は、住民が自ら指定引取場所に運搬する方法しか存在しない等については、回収体制を構築していないものとした。

これらの要件に該当し、「義務外品の回収体制を構築している」自治体は 1,022 であり、自治体数ベースでは 58.7%、人口ベースでは 72.4%、面積ベースでは 55.4% である。(表 1)

～ の重複は除外している。

(表 1) 義務外品の回収体制を構築している自治体

	義務外品の回収体制を構築している自治体	全自治体	全自治体に占める割合 (%)
自治体数	1,022	1,742	58.7%
人口 (万人)	9,224	12,735	72.4%
面積 (km ²)	205,789	371,489	55.4%

全自治体人口出典：総務省統計局 人口推計 - 平成 25 年 9 月報 -

面積出典：国土地理院 平成 25 年全国都道府県市区町村別面積調

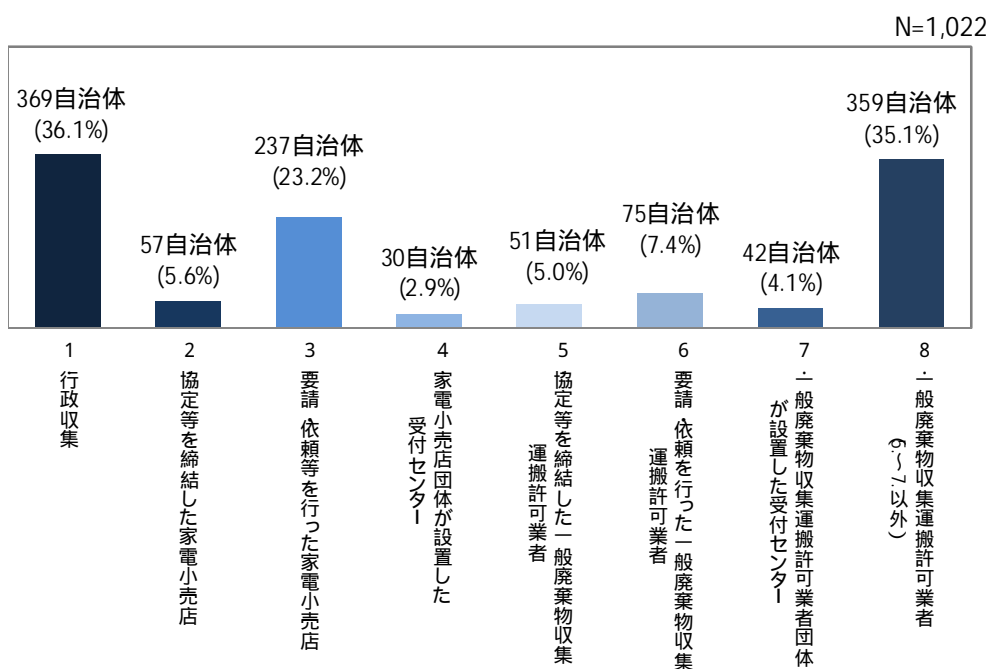
3. 市区町村における義務外品に関する取組状況

(1) 義務外品の回収方式

義務外品の回収体制を構築している 1,022 の自治体に対して、収集方式を尋ねたところ、「行政収集」が 36.1% (369 自治体)、「家電小売店」が 31.7% (324 自治体)、「一般廃棄物収集運搬許可業者」が 51.6% (527 自治体) となった(図 1)

複数回答のため合計は 100% とならない。

(図 1) 義務外品の回収方式

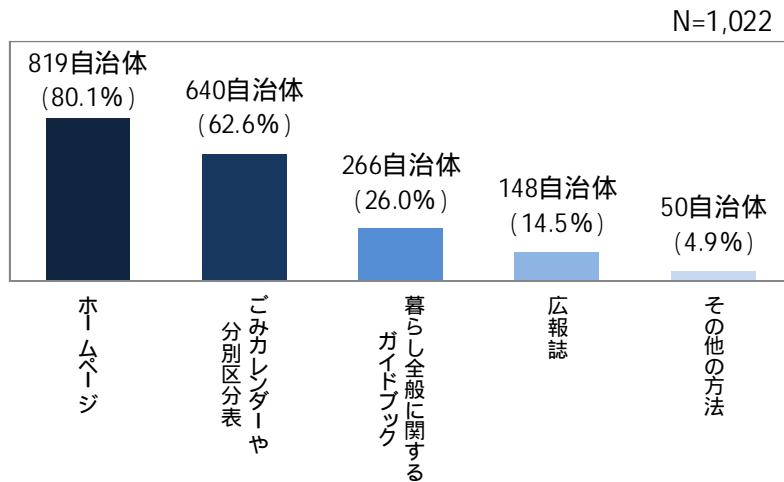


(2) 義務外品の回収に関する住民に対する説明・広報の実施状況

義務外品の回収に関する住民に対する説明・広報の実施状況を尋ねたところ、「ホームページ」が80.1%(819自治体)、「ごみカレンダーや分別区分表」が62.6%(640自治体)、「暮らし全般に関するガイドブック」が26.0%(266自治体)となった(図2)。

複数回答のため合計は100%とならない。

(図 2) 義務外品の回収に関する住民に対する説明・広報の実施状況



その他の方法としては、以下が挙げられた。

コミュニティ FM、ごみの出し方についての冊子を全戸配布、回覧文書、出前講座、全戸配布の「環境だより」、村内での一斉放送等